

## 緊急事態宣言の延長に当たっての提言

令和3年2月2日  
自由民主党  
経済成長戦略本部  
中小企業・小規模事業者政策調査会

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、現在、11都府県に新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言が出され、国の指示に基づき、飲食店に対する時短営業、イベント等の開催制限、住民に対する不要不急の外出・移動の自粛の協力の要請等がなされている。緊急事態宣言の対象外の道府県においても、時短営業等の取組が自主的に進められているほか、緊急事態宣言地域との経済取引や往来の停滞などの影響も生じている。

これらの結果、中小企業・小規模事業者の中には、事業活動の抑制を余儀なくされ、その影響の強い地域や業種においては、事業の存続が危ぶまれたり、転廃業に至るケースの更なる増加も懸念される。緊急事態宣言の延長に当たり、わが国経済の屋台骨を支える中小企業・小規模事業者が、現下のコロナ禍を乗り越え、わが国経済を牽引していくため、政府に対し、以下のとおり提言する。

### 記

#### 1 第3次補正予算の迅速な執行

成立した第3次補正予算を踏まえ、厳しい状況におかれる事業者をしっかりと支援するとともに、それを乗り越え、新分野進出や業態転換などを後押しする事業再構築補助金や、感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換を支援する持続化補助金、ものづくり補助金及びIT導入補助金については、その活用方法等を積極的に広報するとともに、速やかに執行すること。

また、緊急事態宣言に伴う影響を受ける事業者に対しては、事業再構築補助金について、事業規模に配慮した支援となるよう「特別枠」を創設するとともに、持続化補助金について、感染防止対策への支援の強化を行うよう検討すること。

さらに、生活困窮者等への支援として、緊急小口資金・総合支援資金制度の拡充を検討すること。

## 2 緊急事態宣言の発出を踏まえた事業者支援策の早期開始

政府は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対する一時金の支給、イベント開催制限等により自粛をした事業者に対する支援、日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用柔軟化などの対策を表明した。

その実施に当たっては、不正受給やモラルハザードの回避、公平性の確保のための措置を講じつつ、現場の使い易さを旨とした制度設計や要領提示を行い、速やかに支給等を開始すること。

## 3 自治体の自主的要請を受けた事業者への支援拡充

一時金等の支援策については、13道県の知事から、緊急事態宣言適用対象外の地域への適用を求める緊急提言がなされている。同一県内、同一業種で同じく50%売上げが減少しているにもかかわらず、主たる取引先や顧客の地域的違いによって支援に差が出ることについて強い不満の声が上がるなど、地域や事業者の実態に即し、不公平感の少ない柔軟な設計・運用を求める声が多い。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて自主的取組を行う道府県の懸命な努力に配慮し、緊急事態宣言に「準ずる地域」としての認定について柔軟な対応を求める声も強い。大胆かつ先を見据えた取組を行う自治体を国は強力に支えていくことが重要である。

これらを踏まえ、緊急事態宣言の対象地域外であっても、自治体が自主的に時短要請等を行う地域を一時金等の支援対象とすることも考えられるが、自治体の取組には、対象区域、飲食店の類型、時間帯等に差違があるため、地域の実情に応じて、地方創生臨時交付金支援を積極的に活用することがより効果的である。

したがって、第三次補正予算計上分の地方創生臨時交付金1兆円の効果的な配分を通じて、中小企業支援をはじめとする自治体独自の措置（国の要請内容と過不足のある部分）を追加的に支援し、積極的な対応を後押しすること。

## 4 年度末を見据えた中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化等

実質無利子・無担保融資、資本性劣後ローン、経営改善・事業再生支援等の金融支援策の積極的な実施・活用に努めるとともに、年度末に向けた事業者の資金繰りに支障を来す

ことのないよう状況を注視し、万全の措置を講じること。とりわけ、外出自粛等の国民の行動変容により深刻な影響を受ける業種については特段の注視を行うこと。

また、年度末に向けた中小企業・小規模事業者の状況を適時的確に把握し、必要に応じ、一時金の拡充や再実施等についても検討すること。

(以 上)